

令和4年6月24日

中津川市長 青山 節児 様

中津川市個人情報保護審査会

会長 後藤 武夫

国若しくは岐阜県又はそれらにより組織される協議会等の行うアンケート調査のために、市の保有する個人情報を外部提供することについて（答申）

令和4年6月9日付け中総第14号諮問第1号により諮問のあったことについては、下記のとおり答申する。

#### 記

##### 1 当審査会の意見

審議の結果、公益上特に必要があると認めることができると判断する。

##### 2 外部提供に係る個人情報の項目

アンケート調査に必要な郵便番号、住所、氏名、ふりがな、性別、生年月日、世帯番号、続柄名

##### 3 公益性があると認める理由

(1) 事業は国若しくは岐阜県又はそれらにより組織される協議会等（以下「国県等」といいます。）が行うものに限定しており、事業主体の公益性は確保される。

(2) 個人情報を利用する目的は、施策の企画・立案及び計画の策定等に関するアンケート調査に限定されており、利用目的の公益性は確保される。

(3) 事業主体となる国県等は、個人情報の保護に関する法律によりその取扱い等において遵守すべき義務等があるため、提供された情報は保護される。

(4) 中津川市において対象者の無作為抽出を行うことにより、アンケート調査において合理的に必要とされる以上の情報を提供することがなく提供先における恣意的な操作を防ぐことが出来る。

(5) アンケート調査が実施されることにより、住民の意向、生活の実態等が適切に国県等の施策に反映され、その結果を受けた中津川市においてもそれらを

施策に反映させることができるため、公共の福祉の増進を図ることが出来る。  
(6) 以上のことから、国若しくは岐阜県又はそれらにより組織される協議会等の行うアンケート調査のために、市の保有する個人情報等を外部提供することについては、公益上特に必要があると認めることができる。

#### 4 審査会の処理経過

年 月 日	経過
令和4年6月9日	諮問書受理
令和4年6月24日	実施機関の説明及び審議
令和4年6月24日	答申

#### 5 中津川市個人情報保護審査会委員

役 職	氏 名	備 考
会 長	後藤 武夫	弁護士
委 員	早川 菅子	人権擁護委員
委 員	熊本 淳	中京学院大学経営学部 専任講師